

実質化された人・農地プラン

	市町村名	対象地区名(地区内集落名)	作成年月日	直近の更新年月日
①	多良木町(久米地区)	久米1区、久米3区	令和3年3月26日	
②	多良木町(久米地区)	久米2区	令和3年3月26日	
③	多良木町(久米地区)	久米4区	令和3年3月26日	
④	多良木町(久米地区)	久米5区	令和3年3月26日	
⑤	多良木町(久米地区)	久米6区、久米9区	令和3年3月26日	
⑥	多良木町(久米地区)	久米7区、久米8区	令和3年3月26日	

1 対象地区の現状

①地区内の耕地面積	449 ha
②アンケート調査等に回答した地区内の農地所有者又は耕作者の耕作面積の合計	335 ha
③地区内における70才以上の農業者の耕作面積の合計	145 ha
i うち後継者未定の農業者の耕作面積の合計	108 ha
ii うち後継者について不明の農業者の耕作面積の合計	0 ha
④地区内において今後中心経営体が引き受ける意向のある耕作面積の合計	31 ha
(備考)	

注1:③の「70才以上」には、地域の実情に応じて、5～10年後の農地利用を議論する上で適切な年齢を記載します。
注2:④の面積は、下記の「(参考)中心経営体」の「今後の農地の引受けの意向」欄の「経営面積」の合計から「現状」欄の「経営面積」の合計を差し引いた面積を記載します。
注3:アンケート等により、農地中間管理機構の活用や基盤整備の実施、作物生産や鳥獣被害防止対策、災害対策等に関する意向を把握した場合には、備考欄に地区の現状に関するデータとして記載してください。
注4:プランには、話合いに活用した地図を添付してください。

2 対象地区の課題

他の地域に比べ、平地が多く基盤整備事業も実施している農地も多い。しかし、未整備田もあるため、耕作条件の悪い農地もある。高齢化も他の地域同様進んでおり、法面や水路の維持管理も過重な負担となっており、後継者不足の懸念もある。

中心経営体も現状を維持するのが精一杯で、全ての委託希望は受けられない状況であり、地域の農業者だけで担っていくのは困難であるため、地域の担い手を育成・確保しながら、町内の法人等にも協力をしていただく必要がある。

注:「課題」欄には、「現状」を基に話合いを通じて提示された課題を記載してください。

3 対象地区内における中心経営体への農地の集約化に関する方針

①	久米1区と久米3区の水田利用は、中心経営体である認定農業者5経営体、その他中心経営体13経営体で担っていき、地域で受入れできない場合は、町内の法人等へお願いする。
②	久米2区の水田利用は、中心経営体である認定農業者3経営体、その他中心経営体1経営体で担っていき、地域で受入れできない場合は、町内の法人等へお願いする。
③	久米4区の水田利用は、中心経営体である認定農業者3経営体、その他中心経営体15経営体で担っていき、地域で受入れできない場合は、町内の法人等へお願いする。
④	久米5区の水田利用は、中心経営体である認定農業者6経営体(法人1経営体含む)、その他中心経営体6経営体で担っていき、地域で受入れできない場合は、町内の法人等へお願いする。

⑤ 久米6区と久米9区の水田利用は、中心経営体である認定農業者11経営体、その他中心経営体5経営体で担っている、地域で受入れできない場合は、町内の法人等へお願いする。

⑥ 久米7区と久米8区の水田利用は、中心経営体である認定農業者6経営体、その他中心経営体9経営体で担っている、地域で受入れできない場合は、町内の法人等へお願いする。

注1: 中心経営体への農地の集約化に関する将来方針は、対象地区を原則として集落ごとに細分化して作成することを想定していますが、その「集落」の範囲は、地域の実情に応じて柔軟に設定してください。

注2: 「中心経営体」には、認定農業者、認定新規就農者、経営所得安定対策の対象となる法人化や農地の利用集積を行うことが確実と市町村が判断する集落営農及び市町村の基本構想に示す目標とする所得水準を達成している経営体等が位置付けられます。